

インフルエンザの場合の出席停止日数の数え方

インフルエンザ等の感染症に罹患した場合の出席停止期間は、学校保健安全法で規定されています。他の児童等に感染させる可能性がある間は、集団生活に戻ることは避けなければなりません。

出席停止日数の数え方

症状（発症）の見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします

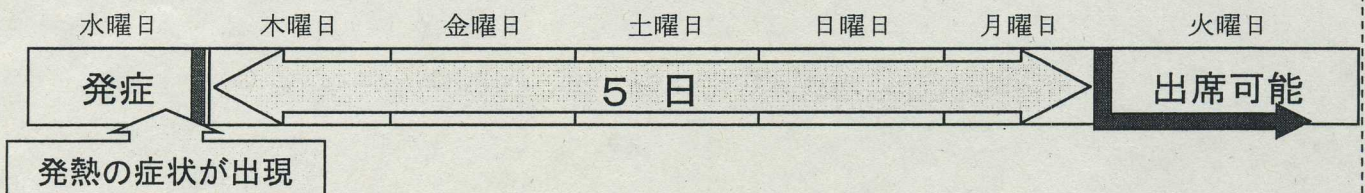
インフルエンザ（鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く）

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで

学校保健安全法施行規則第19条

「発症した後5日」

「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第1日と数えます



「解熱した後2日」

解熱を確認した日が月曜日であった場合、その日は日数には数えず、火曜、水曜の2日間を休み、木曜日から出席ということになります



出典：2012年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン



インフルエンザに罹患した後の出席停止日数を確認しましょう